

○岡山市男女共同参画社会推進センター条例施行規則

平成12年3月22日

市規則第51号

改正 平成13年9月26日市規則第209号

平成16年5月31日市規則第95号

平成23年3月16日市規則第23号

平成25年3月25日市規則第73号

平成26年3月25日市規則第58号

平成29年8月7日市規則第136号

平成31年3月20日市規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市男女共同参画社会推進センター条例（平成12年市条例第35号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第2条 岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(1) 休館日

ア 毎週火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

ア 日曜日及び祝日法による休日 午前9時30分から午後5時まで

イ 上記以外の日 午前9時30分から午後8時まで

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により、施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申

請者」という。)は、使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用日の6箇月前から行うものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、施設の使用を許可したときは、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用許可の変更)

第4条 条例第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が施設の使用許可に係る事項を変更しようとするときは、使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第8条に規定する使用料を減額又は免除することができる事由及びその額は、別表第1のとおりとする。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設使用許可の申請の際に使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(附属設備の使用料)

第6条 条例第7条第3項に規定する規則で定める使用料は、別表第2のとおりとする。

(託児証の交付等)

第7条 託児施設に乳児又は幼児を預けようとする者は、託児申込書(様式第5号)に必要な事項を記入し、託児証(様式第6号)の交付を受けなければならない。

2 託児施設に乳幼児を預けた者(以下「保護者」という。)は、預けた乳幼児を受け取る際、託児証を係員に提出しなければならない。

(託児施設の使用料)

第8条 条例第14条に規定する規則で定める使用料は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が託児証に市長が認める者に係る証明印(様式第7号)を受けて提出した場合は、託児時間1時間に相当する使用料を免除することができる。

3 前項の規定は、保護者が託児証に市がセンターにおいて開催する講座等に参加した者であることを証する証明印(様式第8号)を受けて提出した場合に準用する。この場合

において、同項中「1時間」とあるのは、「3時間」と読み替えるものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条ただし書に規定する使用料を還付することができる事由及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は不可抗力により、施設等を使用できなくなった場合 全額
- (2) 使用日の20日前までに許可に係る施設の使用許可変更の申請があった場合  
5割

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用施設の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設等を使用しないこと。
- (3) 許可された利用目的以外で施設等を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示、販売その他これに類する行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないではり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 施設を使用した後は、直ちに整理し、整頓し、清潔の維持に努めること。
- (8) 使用前に職員との打ち合わせを十分に行うとともに、使用の際には職員の指示に従うこと。
- (9) その他管理上市長が必要と認めた指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第11条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センター内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発したり、暴力行為を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (5) その他管理上市長が必要と認めた指示に従うこと。

(職員の立入り)

第12条 使用者は、職員が職務遂行のために使用施設に入室するときは、これを拒むこ

とができない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市規則第209号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山市男女共同参画社会推進センター条例施行規則の規定は、市が主催する事業に使用する場合に限り、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年市規則第95号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成23年市規則第23号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市規則第73号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市規則第58号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この規則施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年市規則第136号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年市規則第31号）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

岡山市男女共同参画社会推進センター使用料の減額又は免除表

減額又は免除することができる場合	減額又は免除の別及びその額
市が主催する事業に使用するとき。	使用料を全額免除
市が共催又は後援する事業のうち、市長が適当と認める事業に使用するとき。	使用料に50パーセントを乗じて得た額を減額
市があらかじめ認定した登録団体が行う行事のうち、市長が適当と認める事業に使用するとき。	使用料に50パーセントを乗じて得た額を減額

別表第2（第6条関係）

附属設備の使用料

設備器具名	1時間当たりの使用料
ビデオプロジェクター	520円
資料提示装置	310円

注 使用料の算定に当たり、使用時間が1時間に満たないときは、その使用時間は1時間とみなす。

別表第3（第8条関係）

託児施設の使用料

施設名	使用料
託児室	乳幼児1人につき最初の1時間まで100円、1時間を超えて30分を増すごとに50円を加算した額

注

- 1 使用料の算定に当たり、託児時間が1時間に満たないときは、その託児時間は1時間とみなす。
- 2 最初の1時間を超えて託児時間に30分未満の端数時間があるときは、その端数時間は、30分とみなす。

様式第1号(第3条関係)

岡山市男女共同参画社会推進センター使用許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

岡山市男女共同参画社会推進センター条例(平成12年市条例第35号)第3条第1項の規定により、次のとおり施設の使用許可を申請します。

使用目的			
使用日	年 月 日( )		
使用時間	午前10時～正 午		午前10時～午後5時
	午後1時～午後5時		午後1時～午後8時
	午後6時～午後8時		午前10時～午後8時
使用時間延長 (午後8時以降)	有・無	延長時間	30分・1時間
使用施設	会議室A ・ 会議室B		
使用人数			
附属設備の使用			
入場料の徴収			
暖冷房装置の使用			
※ 使用料	施設使用料	円	合計    円
	附属設備用料	円	
	入場料割増料	円	
	営業割増料	円	
	暖冷房割増料	円	
※ 受付	※許 可 第 号 年 月 日		
備 考			

※印欄は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

岡山市男女共同参画社会推進センター使用許可書

許可第 号

年 月 日

\_\_\_\_\_様

岡山市長\_\_\_\_\_印

年 月 日付で申請のあった使用許可申請については、岡山市男女共同参画社会推進センター条例(平成12年市条例第35号)第3条第1項の規定により、次のとおり施設の使用を許可します。

使用目的			
使用日	年 月 日( )		
使用時間	午前10時～正午		午前10時～午後5時
	午後1時～午後5時		午後1時～午後8時
	午後6時～午後8時		午前10時～午後8時
使用時間延長 (午後8時以降)	有・無	延長時間	30分・1時間
使用施設	会議室A ・ 会議室B		
使用人数			
附属設備の使用			
入場料の徴収			
暖冷房装置の使用			
使用料	施設使用料	円	合計    円
	附属設備使用料	円	
	入場料割増料	円	
	営業割増料	円	
	暖冷房割増料	円	
使用条件	※許可第 号 年 月 日		
備考			

様式第3号(第4条関係)

岡山市男女共同参画社会推進センター使用許可変更申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

岡山市男女共同参画社会推進センター条例施行規則(平成12年市条例第 号)第4条の規定により、次のとおり使用許可の変更を申請します。

使用許可変更前の内容	
使用許可の変更後の内容	
使用許可変更を申請する理由	
既納使用料の額	
還付申請の額	
追加使用料の額	
備 考	

..... 以下は記入しないでください .....

使 用 許 可	許 可 第 号 年 月 日
使用許可変更の許可	許 可 第 号 年 月 日



様式第4号(第5条関係)

岡山市男女共同参画社会推進センター使用料減免申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

岡山市男女共同参画社会推進センター条例施行規則(平成12年市条例第 号)第5条  
第2項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 目 的			
使 用 日			
使 用 時 間	午前10時～正 午		午前10時～午後 5 時
	午後 1 時～午後 5 時		午後 1 時～午後 8 時
	午後 6 時～午後 8 時		午前10時～午後 8 時
使用時間延長 (午後8時以降)	有 ・ 無	延長時間	30分 ・ 1時間
使 用 施 設	会 議 室 A ・ 会 議 室 B		
減免を申請する 理 由	<input type="checkbox"/> 市が主催する事業に使用する。 <input type="checkbox"/> 市が共催又は後援する事業のうち、市長が適当と認める事業に使用する。 <input type="checkbox"/> 市があらかじめ認定した登録団体が行う行事のうち、市長が適当と認める事業に使用する。 (該当する□にレを記入してください。)		
※ 受 付	※許 可 第 号 年 月 日		

※印欄は記入しないでください。

様式第5号(第7条関係)

岡山市男女共同参画社会推進センター託児申込書

			※	
保 護 者	氏 名		会 員 番 号	
	住 所			
	連 絡 先			
乳 幼 児	氏 名			
	生 年 月 日			
	特 記 事 項			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	特 記 事 項			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	特 記 事 項			
託 児 日 時	年 月 日	年 月 日( )		
	開 始 時 刻			
	終 了 予 定 時 刻			
緊 急 連 絡 先				

※印欄は記入しないでください。

様式第6号(第7条関係)

岡山市男女共同参画社会推進センター託児証

		※	
保護者	氏名		
	住所	会員番号	
	連絡先		
乳幼児	氏名		
	生年月日		
	特記事項		
	氏名		
	生年月日		
	特記事項		
	氏名		
	生年月日		
	特記事項		
託児日時	年月日	年 月 日( )	
	開始時刻		終了時刻
	終了予定時刻		託児時間 時間 分
乳幼児受取確認欄	署名	精算済印	

※印欄は記入しないでください。

証 明 印

--

様式第7号(第8条関係)



直径 25ミリメートル  
中段 日付

様式第8号(第8条関係)

・                  ・
講座参加

縦 25ミリメートル  
横 25ミリメートル  
中段 日付

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)